

平成24年（行ウ）347号 給与等請求事件

原告 国公労連外

被告 国

意見陳述

2012年8月2日

東京地方裁判所民事第19部 御中

原告（個人原告番号1） ^{まつ}松 ^き木 ^{たけ}長 ^お男

第1 はじめに

昨年の3.11震災のとき、私は、仙台市若林区に家があり、ハローワーク仙台で働いていました。

この訴訟は、震災被害を語る場でないことは承知していますが、私達被災地の公務員、そしてそれを支えてくれた全国の公務員の、今回の賃下げに対する忸怩たる思いを伝えるために、私の震災経験にも触れさせていただきます。

私は、震災津波で自宅を流されました。震災直後は、行方不明の母を探して、各避難所を回り、生きている確率は少ないと覚悟してからは遺体安置所を探しました。震災の1週間後からは職場での勤務も始まりましたが、休日に遺体安置所へ通う日々が続きました。何枚もの遺体写真を見たり、遺体袋を開いて何人もの亡くなった方の顔を確認し、震災から15日後、ようやく棺に納められた母と対面しました。遺品として渡された衣類の氷のように冷たい感触が今でも忘れられません。母の他にも、おばも自宅の1階の浸水により、従姉妹も嫁ぎ先の両親とともに車ごと流されて亡くなりました。

第2 震災後の公務員職場の状況

しかし、このような大災害で人々の生活が根底から揺らいた時こそ、私達の担う公務の重要性は大きくなります。

私の職場であるハローワーク仙台には、震災直後も、毎日、失業給付を受ける手続のために沢山の人が来ました。失業給付は、1日に400～600人ずつスケジュールを

組んで、決められた日に来て手続をしないと給付が予定通り受けられないことになっていたので、受給者は、震災にもかかわらず、なんとかして手続に来るといった人が沢山いたからです。また、もともと、年度の切り替わりは新たな失業給付申請が多い時期ですが、震災による解雇者や休業者の数が著しく増大し、申請受付業務も膨大となりました。

このことは私のいたハローワーク仙台に限りません。宮城県内のハローワーク各所で同じ状況が生じていましたし、宮城県以外の被災地のハローワークすべて同じはずです。ハローワーク気仙沼では、震災直後の4月の失業による雇用保険資格決定数は、前年比1800%以上となりました。気仙沼は津波で本庁舎も流された中、職員がその膨大な業務に対応しました。また、ハローワーク石巻では、4月からの3ヶ月間で通常の年の1年半分の雇用保険資格決定数をこなしています。石巻地域も市街地の46%が水没し、活動不能になった会社からの離職者・休業者が大量に発生しました。私のいたハローワーク仙台でも、3月下旬には、失業保険給付の申請に訪れる人で長蛇の列ができ、午後1時30分に来所した方の手続終了時間が夜の9時40分であったという話も聞きました。そのため、厚生労働省では、4月から被災地域のハローワークの、通常夕方5時15分までの開庁時間を夜の7時まで延長し、さらに土日も特別に開庁しました。

このように、業務過剰な中、さらに「震災特例措置」として給付を中心とした雇用保険関係業務や雇用調整助成金をはじめ各種助成金制度、実習型雇用などの各種就職支援制度等の取り扱いが次々に出されました。それらを理解し窓口の職員へ伝える。疑義が出れば労働局へ問い合わせを行い、事業主や求職者に周知する。当たり前の業務のようですが、時間的余裕が全くない状況で、対応することの困難さは大変なものがありました。

それでも、事業主・求職者などの職業安定所（ハローワーク）に寄せる期待にこたえるため、必死で取り組んできました。もちろん、私達だけでは対応しきれず、全国各職場の職員が、各自の職場も大変忙しく厳しい中、被災地へ応援を出していただきました。全国統一的な業務ですから各窓口で即戦力として大きな力を発揮してもらっています。

このような応援は、ハローワークだけではありません。私が身近で知っている範囲でも、労働基準監督署の業務も、工場等の被災で、労災認定申請が一度に50年～70年分押し寄せたため、その対応に全国から応援が来たと聞いています。

現在、震災から1年4ヶ月が過ぎましたが、被災地、特に津波被害があったところは復旧が進んでおらず復興には程遠い状況です。国公職場では国道・港の堤防復旧を中心に現在も工事が続いています。5年10年かかる事業を2年3年で完了するように奮闘が続いています。震災直後からそれぞれの時期ごとに国公の各職場の労働密度はたいへんに高くなっており、震災対応としての業務が終わる日が来るのは、ずっと遠い先のことです。

それでも、私達公務員は、大災害時の公務の重要性を自覚し、懸命に業務に取り組んでいるのです。

第3 本件賃下げの理不尽さ

私の家は、流されて土台だけになっていました。家を建て直し戻れる日が来ることを希望に、仮設住宅での暮らしに耐えていましたが、私の住んでいたところは津波危険地帯に指定され、そもそも居住区から外され、もとの土地に家を建てることすらできなくなってしまいました。

仙台市は、住めなくなった土地を買い上げると言っていますが、新しく他の居住区に土地を買うときは、仙台市が買い取った価格の2倍から6倍の値段で土地を買わなければなりません。その差額費用がどこかから補償されるなどという話もありません。

私の家は農家をやりながら、先祖代々400年同じ土地で暮らしてきました。居住区から外されたとしても、できるだけ近い土地に家を構え、先祖代々の墓も建て直さなければなりません。受け継いだ2ヘクタールの水田も浸水しましたが、復旧させなければ先祖に申し訳がたちません。その責務が、今の私に重くのしかかっています。今は、ひたすら節約して暮らし、家と墓と水田を取り戻すために備えています。いくら必要なのか、また、そもそも、家と墓と水田の復活など可能なのか、あてもないまま、必死に働いているというのが現状です。

しかし、今回の賃下げで、私は額面で3万7000円、手取りで3万5000円給料が減りました。もともとの手取りは約38万円です。この程度の手取りで1割近くもカットされることが、どれほどしんどいものか、普通に考えてもわかっていただけるかと思います。家族を失い、家を失いながら、公務員として懸命に働き、家と墓と水田を取

り戻すことを希望に日々暮らしている私が、今回のように私達の労働基本権を守る唯一の手段である人事院勧告すら無視して、一方的な大幅な賃下げをされたことには、到底納得が行きません。

日本が財政難であること、復興財源が必要なことは理解しています。しかし、財政難は、公務員の人件費のせいなののでしょうか？復興財源は、公務員の生活の糧である給料を減らせば確保されるのでしょうか？なぜ、自衛官だけが特例扱いなののでしょうか？私のように、被災しながら、増大した業務を懸命にこなしている公務員、自らの地元での多忙な業務もあるのに、被災地の国公職場に応援に来てくれた公務員、彼らと自衛官とどこが違うのでしょうか？

気持がぐちゃぐちゃになっていても、仕事に対しては一生懸命に平常を装い取り組んできました。大変苦しく辛いことでした。自分では、ほめられることはあっても懲罰的な額の賃下げを押しつけられることはない、非常な怒りを持っています。労働基本権を制約しておきながらの賃下げは、公務労働者は奴隷と言われているのと同じではないのかと思います。人事院勧告を無視して、大幅な賃下げを押し付けられることは、今後の生活設計を立てられないことになります。断じて許すことはできません。怒りを持って訴えます。

以上